

相模原市告示第 6 9 号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢 4 0 歳から 6 0 歳位の女性  
頭蓋骨（下顎骨を欠く）、胸椎 2 個、腰椎 1 個、仙骨の上半部、大腿骨  
（大腿骨頭を欠く） 1 本、尺骨（骨頭を欠く） 1 本の部分白骨死体

上記の者は、令和 6 年 1 月 1 8 日、相模原市緑区三井 390-1 有限会社エヌティエフから南西方へ凶測 100 メートルの津久井湖畔上に落ちていた頭蓋骨が発見され、その後、発見場所付近を検索した結果、その他の胸椎等が警察官により発見されたものです。

遺体は火葬に付し、保管してあります。心当たりの方は、当市生活福祉課までお申し出ください。

令和 7 年 2 月 1 2 日

相模原市長 本村 賢太郎